

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令等の概要

1 経緯

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定に当たっては、指定要件に該当するかどうかを判定するための農用地の米及び土壌中に含まれるカドミウムの分析方法を「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」（昭和 46 年農林省令第 47 号。以下「検定省令」という。）で定めている。

これらの分析方法について、平成 22 年 5 月の中央環境審議会答申において、新たな分析方法の導入及び精度管理の考え方や抽出・定量操作における留意点を示した指針等の必要性が指摘されたことを受け、平成 22 年度より有識者等からなる検討会を設け、技術的な検討を行った。

今般、技術的検討の結果を踏まえ、検定省令の改正及び精度管理等の考え方を示した「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法に関するガイドライン」を策定した。

2 改正の概要

（1）米に係るカドミウムの分析法について

検定省令第 2 条に定められている米に係る検定の方法について、これまでの検定の方法（原子吸光法による検定の方法）に加え、誘導結合プラズマ発光分光分析法による検定の方法（別表第 2）、誘導結合プラズマ質量分析法による検定の方法（別表第 3）及びこれらと同等以上の性能を有すると認められる方法を追加する。

（2）土壌に係るカドミウムの分析法について

検定省令第 3 条に定められている土壌に係る検定の方法について、これまでの検定の方法（原子吸光法による検定の方法）に加え、誘導結合プラズマ発光分光分析法による検定の方法（別表第 5）、誘導結合プラズマ質量分析法による検定の方法（別表第 6）を追加する。

3 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法に関するガイドラインの概要

測定値の信頼性を確保するための精度管理の考え方や留意点等について解説。

- ① 作業手順の文書化、試薬の管理及び測定値の精度の確認等の内部精度管理の取組
- ② 技能試験への参加等による外部精度管理の取組
- ③ 米に係るカドミウムの分析方法について、検定省令に基づく原子吸光法、誘導結合プラズマ発光分光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法以外の試験方法（同等な試験方法）を用いて試験を行う場合に、各試験機関が当該試験方法の妥当性を確認するための手順